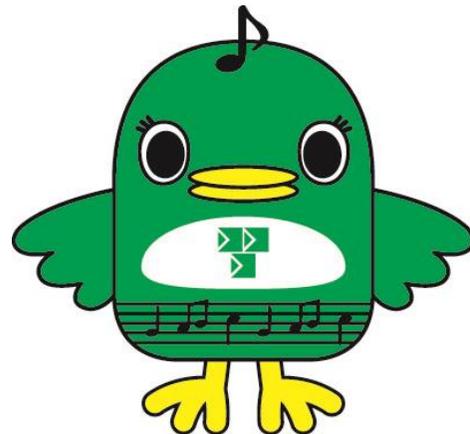


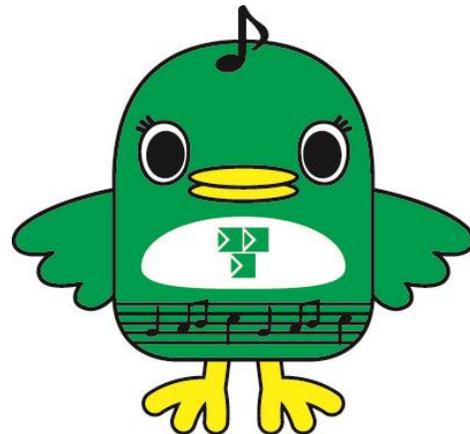
審議 (1)

# 国民健康保険料の 保険料率改定について



令和7年1月30日  
協働経済部 国保年金課

# ○国保事業費納付金の 算定結果



## 確定係数による国保事業費納付金の算定結果

令和7年1月16日付けで、千葉県から、  
確定係数による国保事業費納付金の算定結果（速報値）が示された。

（単位：千円）

	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
医療分	2,532,079	2,543,696	△11,617	△0.5%
後期高齢者支援金分	938,771	959,634	△20,863	△2.2%
介護納付金分	317,427	325,242	△7,815	△2.4%
計	3,788,277	3,828,572	△40,295	△1.1%

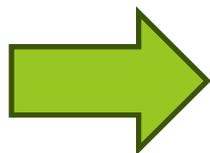
仮係数による算定結果から、計93,053千円の増加。  
前期高齢者交付金が減少したことを主な要因として、仮係数時より  
上昇。

## 1人あたり国保事業費納付金

	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
医療分	105,066円	100,146円	4,920円	4.9%
後期高齢者支援金分	38,953円	37,781円	1,172円	3.1%
介護納付金分	37,279円	36,771円	508円	1.4%
全体	157,190円	150,731円	6,459円	4.3%

## 被保険者数（本市見込）

	令和7年度 予算	令和6年度 予算	増減	増減率
被保険者数	24,100人	25,400人	△1,300人	△5.1%
うち介護納付金あり	8,515人	8,845人	△330人	△3.7%



現行の保険料率の維持を条件とすると  
約4億2千万円の収支不足が見込まれる。

## (試算) 保険料率を改定した場合

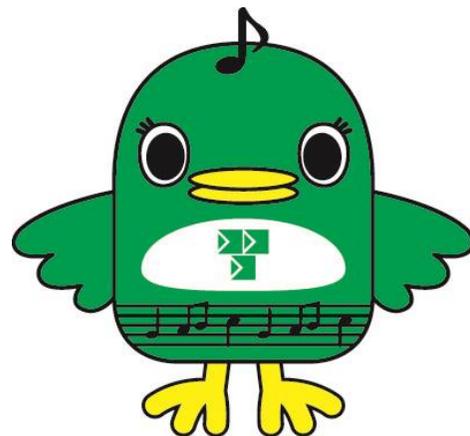
### “収支不足分の全額”を 保険料率の引き上げによることとした場合

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	8.90% <7.60%> (+1.30%)	2.90% <2.40%> (+0.50%)	2.60% <2.50%> (+0.10%)
均等割額	27,100円 <22,500円> (+4,600円)	16,900円 <14,300円> (+2,600円)	15,800円 <15,500円> (+300円)
平等割額	14,500円 <12,800円> (+1,700円)	—	—

※< >内は、現行の保険料率  
( )内は、現行の保険料率との差

⇒改定幅が大きく、単年度の全額改定は困難

# ○保険料率改定の考え方



## 保険料率改定の考え方

保険料率は、  
国保事業費納付金等の財源を確保できるよう  
設定することが原則。  
ただし、被保険者の負担に配慮し、  
保険料率の急増は避けるべき。

と考え、収支不足の一部をその他繰入金で補い、  
被保険者の負担に配慮した保険料率改定を検討してきた。

しかしながら

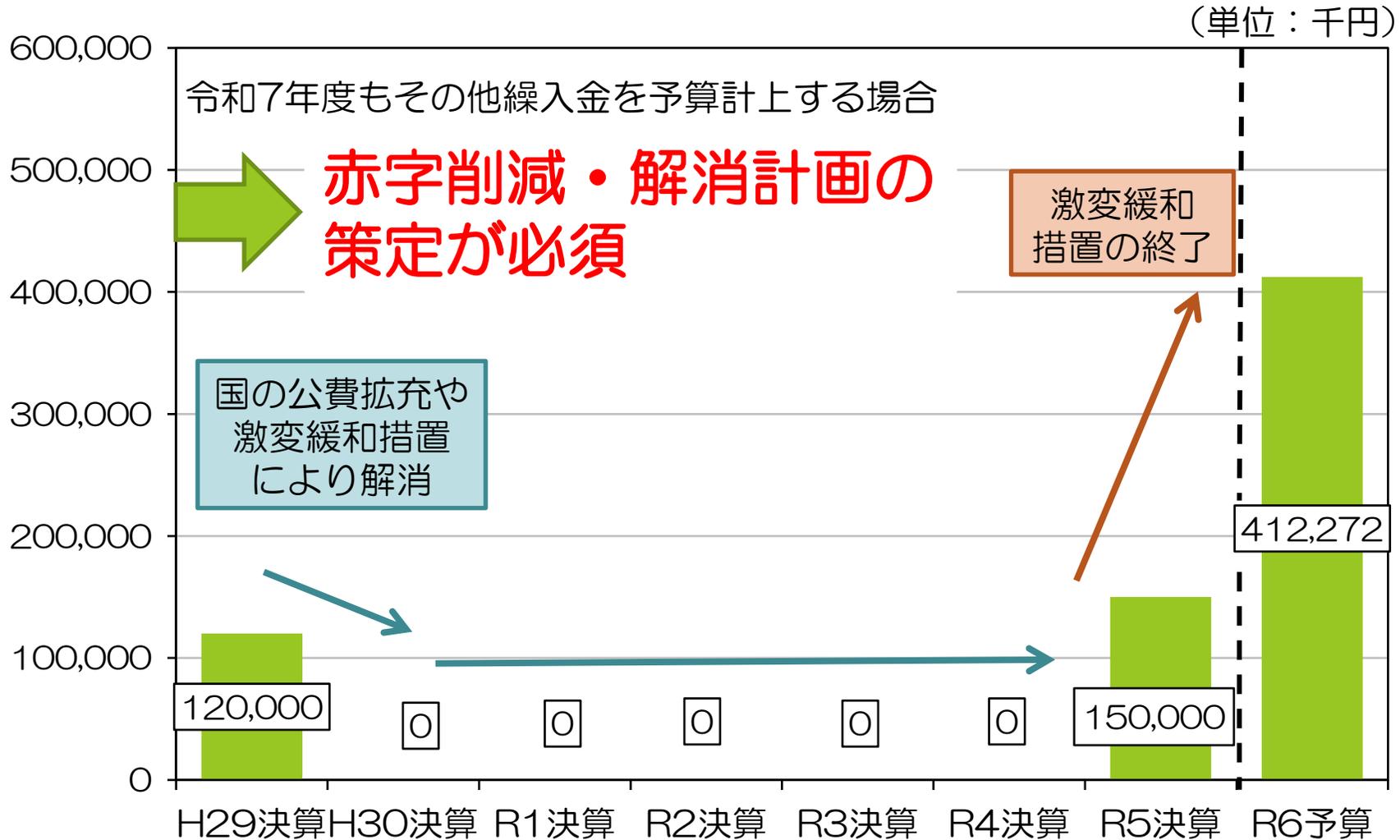
## 第2期千葉県国民健康保険運営方針においては…

「決算補填等を目的とした法定外繰入（その他繰入金）は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。

よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。

新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。」

# 令和6年度までの「その他繰入金」の推移



## 国民健康保険赤字削減・解消計画とは

### 作成対象

決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村。

### 計画の内容

赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定める。

### 計画期間

計画期間は国保運営方針の期間との調和を図り、原則6年以内。

令和7年度から**令和12年度まで**の6年間を計画期間として赤字削減・解消計画を作成することとなる。

## 令和6年度までの 「その他繰入金」にかかる本市の方針

原則として「その他繰入金」の削減・解消を図ることを目指すとともに、社会情勢を踏まえつつ、保険料率を定めてきた。



しかしながら、被保険者数の減少及び1人当たりの納付金の増加が今後も続くものと見込まれており、

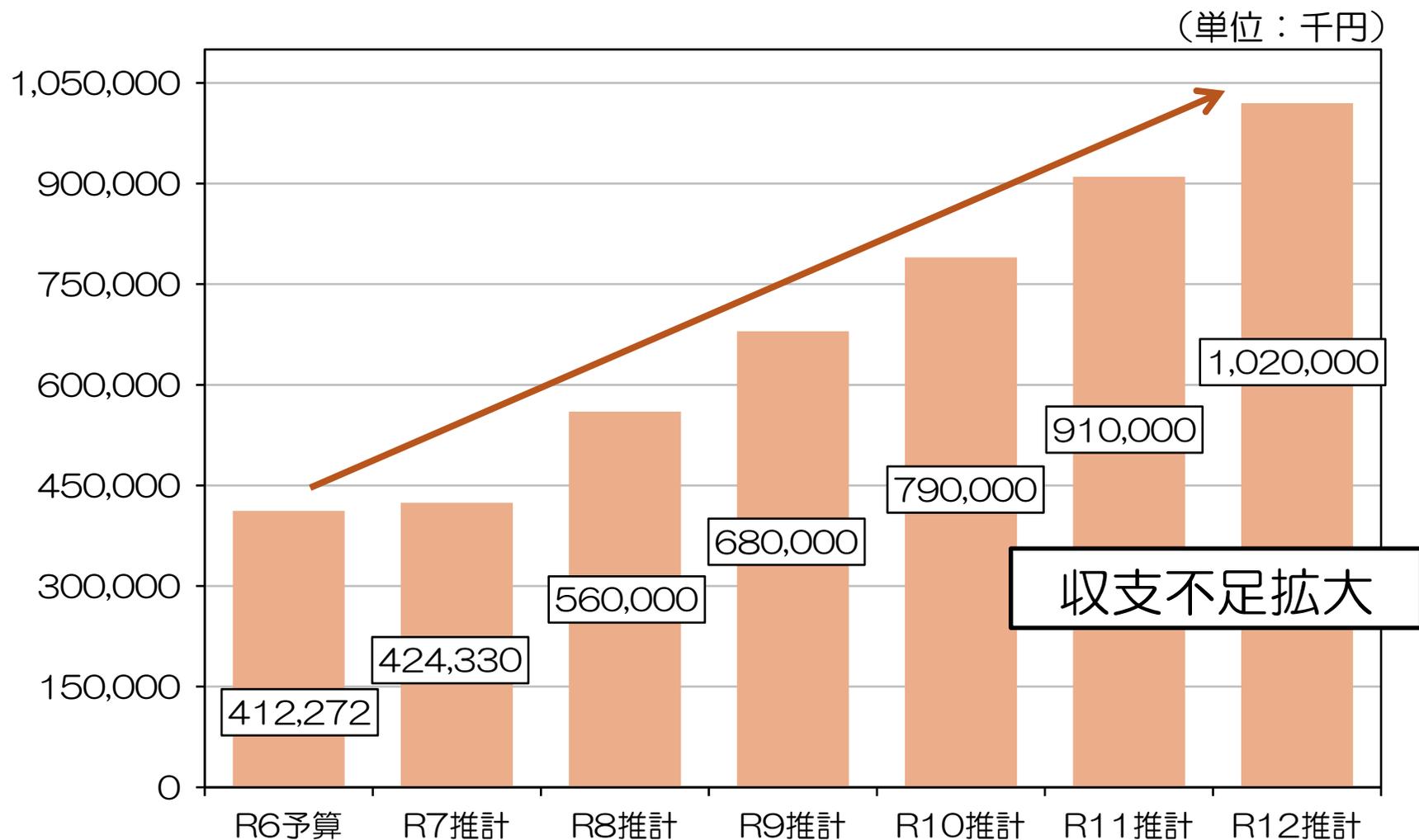
県の運営方針に従い、  
令和12年度までに「その他繰入金」を解消するには、  
毎年度の保険料率改定が避けられない。



従って

令和11年度まではその他繰入金を計上し、  
料率改定の幅を抑える。

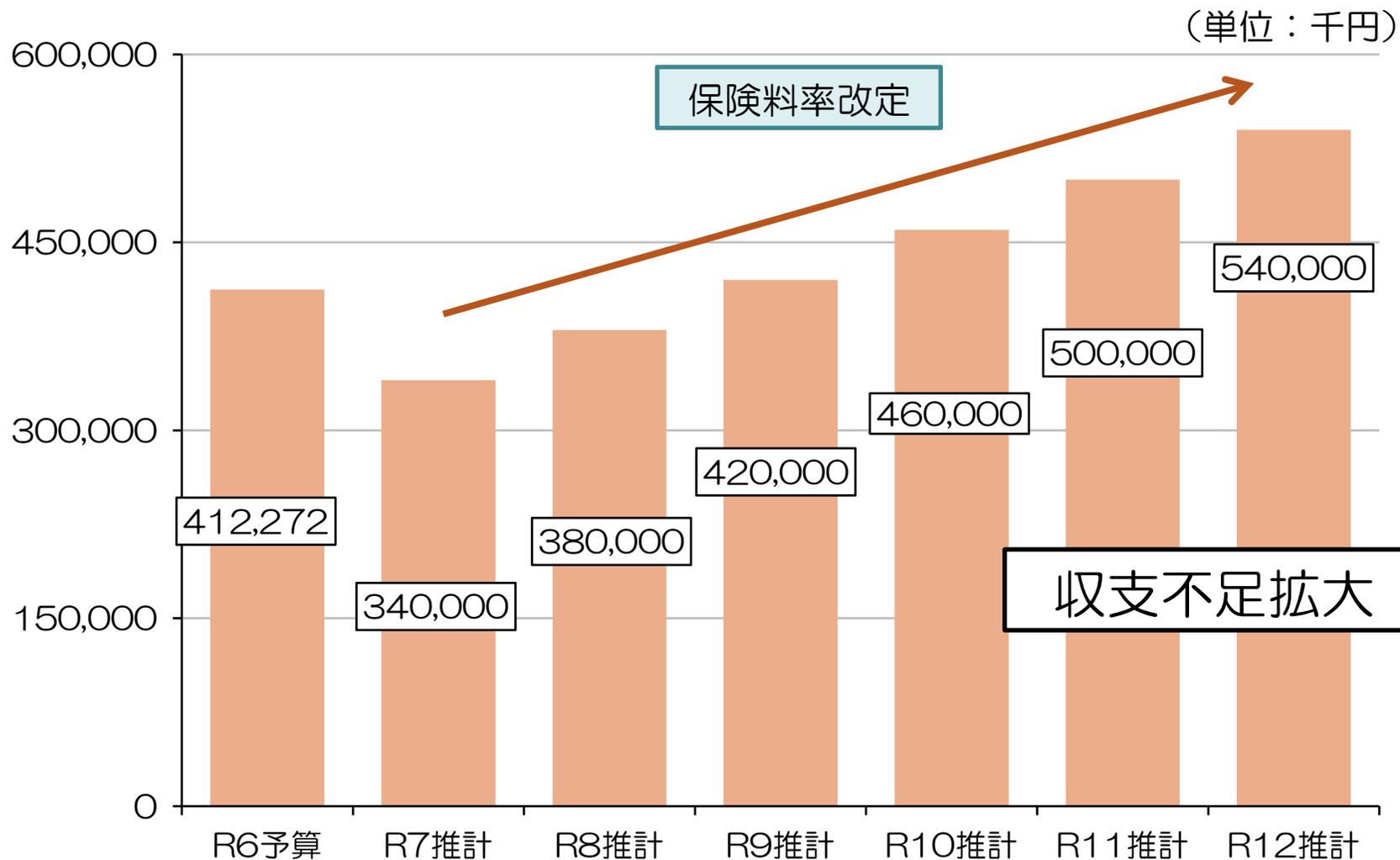
「その他繰入金」の推計①（保険料率改定なし）



令和7年度以降も医療費の増加等により増える見込み。

令和7年度以降

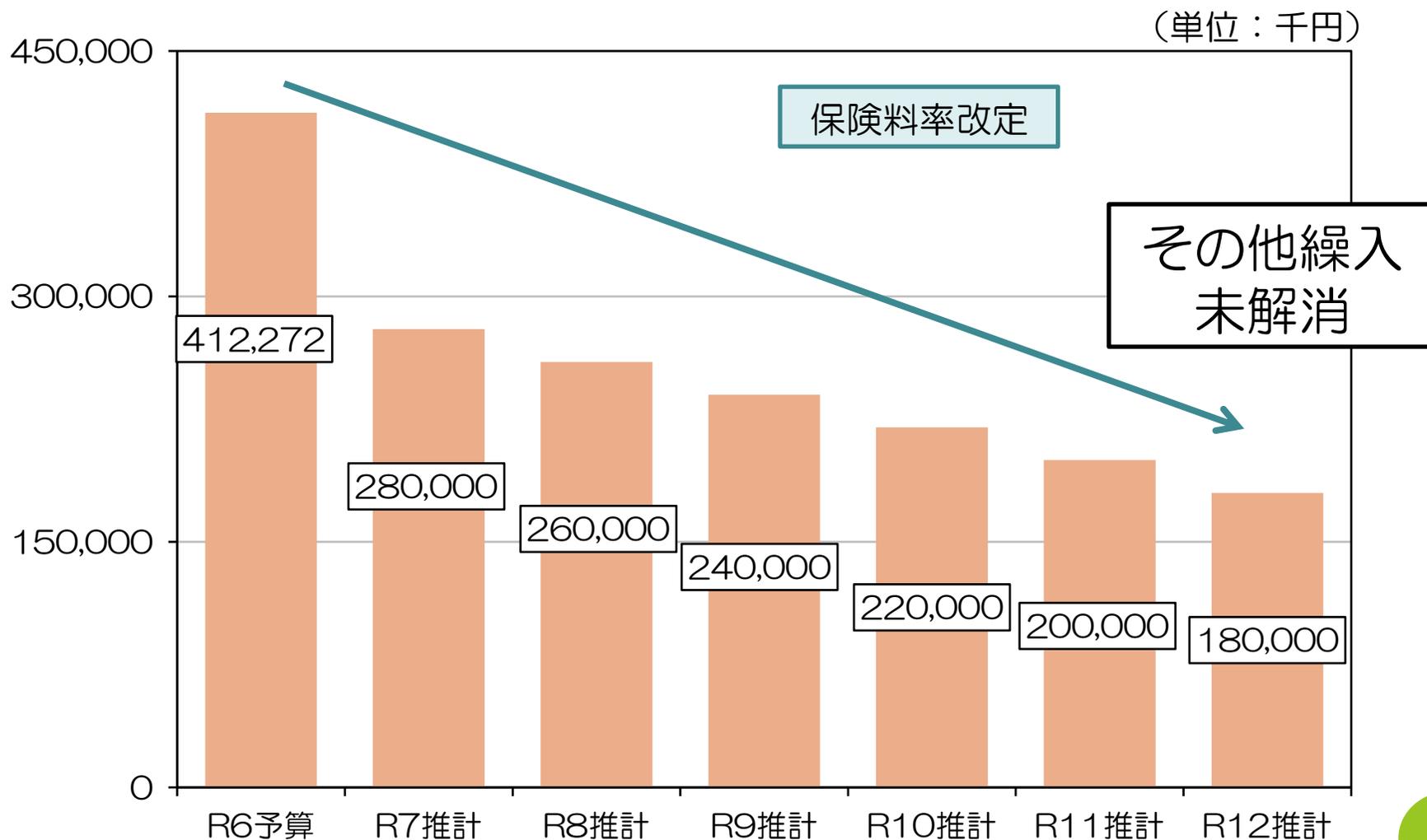
「その他繰入金」の推計②（3%の保険料率改定）



令和7~12年度まで、+3%ずつ改定した場合

令和7年度以降

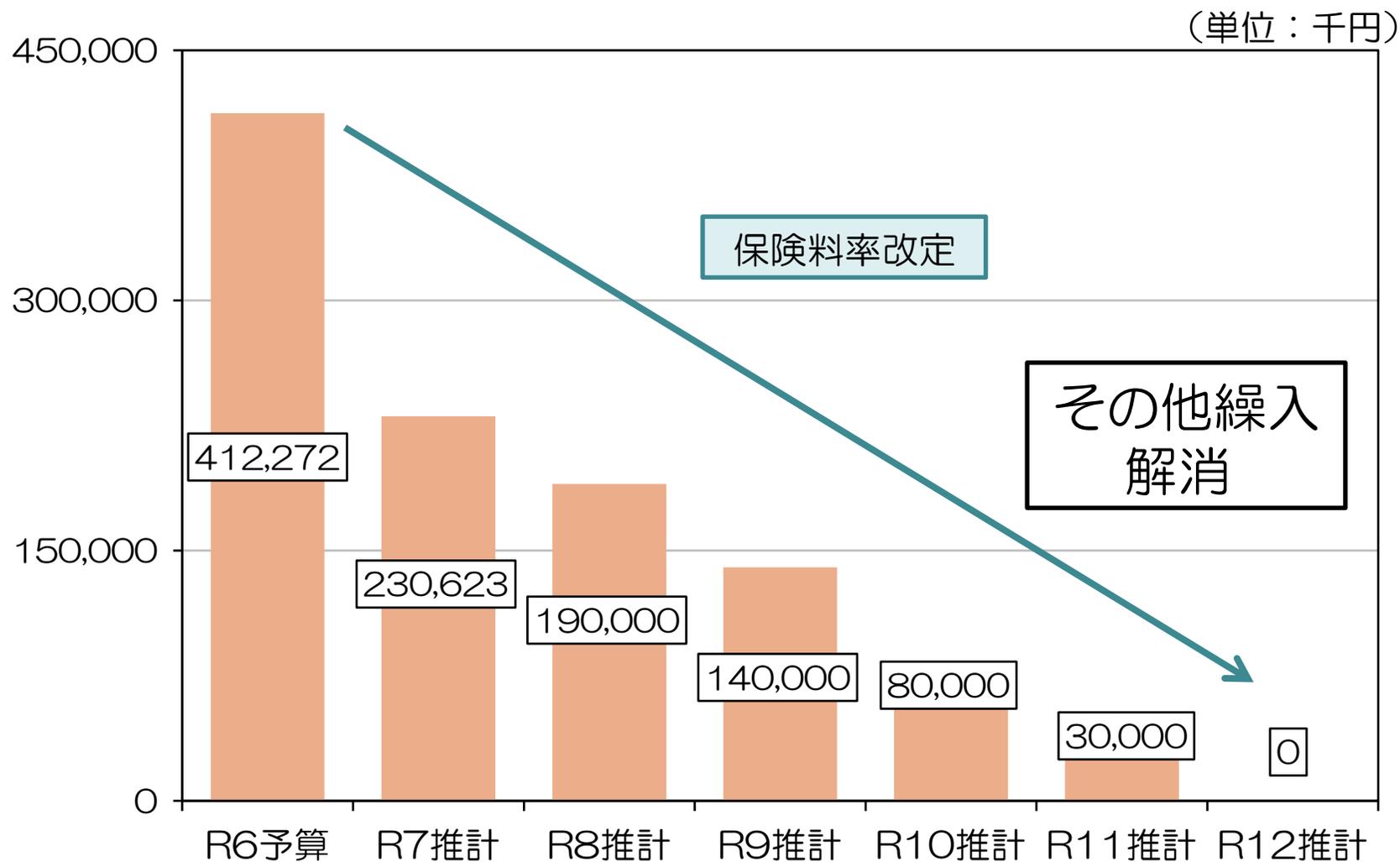
「その他繰入金」の推計③（5%の保険料率改定）



令和7~12年度まで、+5%ずつ改定した場合

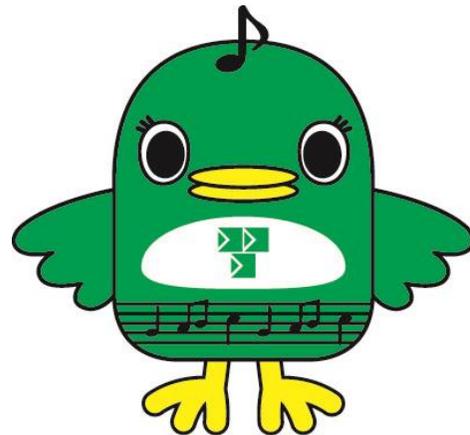
令和7年度以降

「その他繰入金」の推計④（6%の保険料率改定）



令和7~12年度まで、+6%ずつ改定した場合

# ○保険料率改定の内容



## 保険料率改定の内容

### 6%の保険料率改定を行った場合

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	8.10% <7.60%> (+0.50%)	2.60% <2.40%> (+0.20%)	2.60% <2.50%> (+0.10%)
均等割額	24,400円 <22,500円> (+1,900円)	15,400円 <14,300円> (+1,100円)	15,600円 <15,500円> (+100円)
平等割額	13,500円 <12,800円> (+700円)	—	—

※< >内は、現行の保険料率  
 ( )内は、現行の保険料率との差

# 被保険者への影響

## (1世帯あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	155,647	146,375	+9,272	+773
介護あり	190,336	180,358	+9,978	+932
全体	170,524	160,950	+9,574	+798

## (1人あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	1か月あたりの改定額
介護なし	114,442	107,625	+6,817	+568
介護あり	145,403	137,956	+7,447	+621
全体	125,381	118,341	+7,040	+587

# 被保険者への影響

## 所得区分別年間保険料（1人世帯）

（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	43万円以下	15,900	14,700	+1,200（100円/月）
	100万円	114,200	106,500	+7,700（642円/月）
	200万円	221,200	206,500	+14,700（1,225円/月）
	300万円	328,200	306,500	+21,700（1,808円/月）
	500万円	542,200	506,500	+35,700（2,975円/月）
介護あり	43万円以下	20,500	19,300	+1,200（100円/月）
	100万円	144,600	136,200	+8,400（700円/月）
	200万円	277,600	261,200	+16,400（1,367円/月）
	300万円	410,600	386,200	+24,400（2,033円/月）
	500万円	676,600	636,200	+40,400（3,367円/月）

# 被保険者への影響

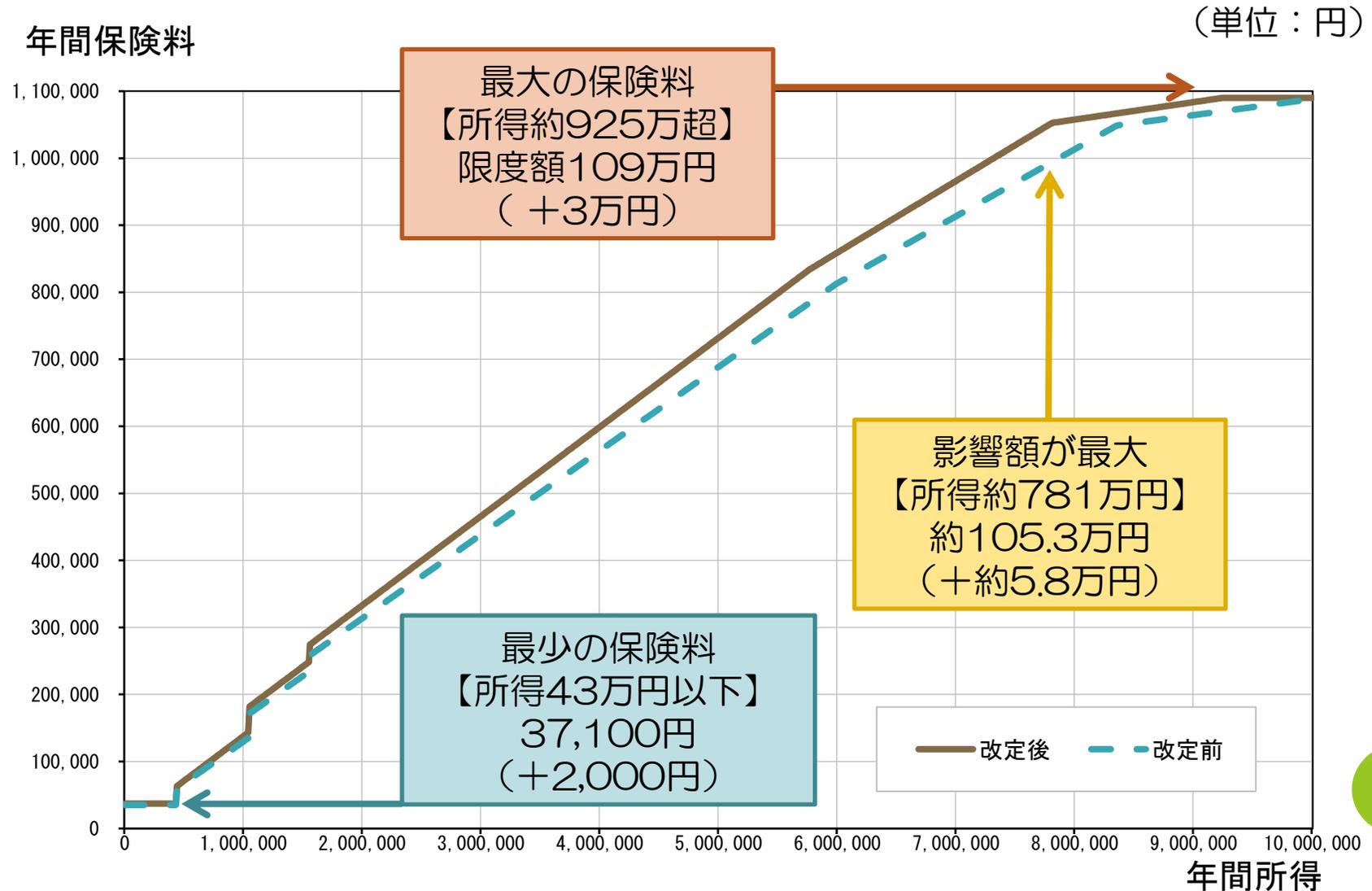
## 所得区分別年間保険料（2人世帯）

（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	43万円以下	27,800	25,800	+2,000 (167円/月)
	100万円	107,500	100,100	+7,400 (617円/月)
	200万円	261,000	243,300	+17,700(1,475円/月)
	300万円	368,000	343,300	+24,700(2,058円/月)
	500万円	582,000	543,300	+38,700(3,225円/月)
介護あり	43万円以下	37,100	35,100	+2,000 (167円/月)
	100万円	137,900	129,800	+8,100 (675円/月)
	200万円	333,000	313,500	+19,500(1,625円/月)
	300万円	466,000	438,500	+27,500(2,292円/月)
	500万円	732,000	688,500	+43,500(3,625円/月)

# 被保険者への影響

## 所得区分別年間保険料 (2人世帯・介護あり)



**効果額 1億9千370万7千円**

(単位：千円)

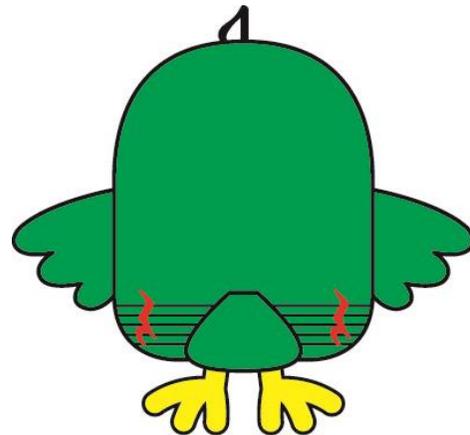
	改定後	現行	増減
保険料 (一般・現年)	2,815,888	2,657,593	<u>+158,295</u>
基盤安定繰入金	574,020	539,115	<u>+34,905</u>
未就学児均等割 保険料繰入金	5,228	4,834	<u>+394</u>
産前産後保険料 繰入金	1,918	1,805	<u>+113</u>

(単位：千円)

	改定後	現行	増減
その他繰入金	230,623	424,330	<u>-193,707</u>

## 審議（1）

# 国民健康保険料の 保険料率改定について



終